磐梯町農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する規程

（平成２９年３月１０日磐梯町農委告示第３号）

（目的）

第１条　この規程は、磐梯町農業委員会が、磐梯町農業委員会の委員の定数に関する条例（平成２８年条例第９２号）に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱にかかる推薦及び募集の手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（担当する区域と推薦及び募集）

第２条　農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）（以下「農業委員会法」という。）第１７条の規定に基づく、各推進委員が担当する区域は、次の３区域とする。

　一　磐梯町東部地区（法正尻・布藤・六郎原・磨上・七ッ森・源橋・大曲・

　　　　　　　　　　　更科団地・塩ノ原・一ノ沢・横達）

　二　磐梯町中部地区（大寺一区・大寺二区・大寺三区・大寺四区・大寺五区

　　　　　　　　　　　大寺六区・こぶしヶ丘・妙法原・本寺）

　三　磐梯町西部地区（入倉・下西連・上西連・落合・赤枝）

２　農業委員会法第１９条の規定に基づく委員として委嘱する方法は、次の通りとする。

　一　町内の３地区（選出区長）からの推薦

　二　農業関係団体等からの推薦

　三　一般募集

（推薦及び応募の資格）

第３条　推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　一　磐梯町に住所を有する者を基本とするが、町外に住所を有する者も妨げない

　二　磐梯町が設置する他の付属機関等の委員でない者

　三　磐梯町の職員でない者

　四　磐梯町暴力団排除条例（平成２３年条例第１９号）に該当しない者

　七　農業委員でない者

（推薦の手続等）

第４条　推進委員の推薦にあたっては、次の手続を経るものとする。

２　第２条第２項第１号に規定する地区からの推薦にあたっては、当該地区の代表者の文書をもって推薦するものとする。

３　推薦する文書には、別紙様式第１号又は第２号に次の事項を記載するものとする。

　一　推薦をする地区の名称、代表者の氏名、住所その他必要な事項

三　推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況

　　四　推薦を受ける者が認定農業者または準ずる者（以下、「認定農業者等」という。）に該当するか否かの別

　五　推薦の理由

　　六　推薦をする者が、同一の者について農業委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別

５　推薦をする者の代表者は、前項により必要事項を記載したうえで、郵送又は直接町長宛に提出するものとする。

（一般募集の手続き等）

第５条　第２条第２項第２号に規定する推進委員の一般募集にあたっては、次の手続等を通じて、町内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

　一　磐梯町広報への掲載

　二　磐梯町掲示板への掲示

　三　磐梯町ホームページ等

　四　その他

２　募集に応募する者は、別紙様式第３号に次の事項を記載するものとする。

　一　応募するものの氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況

　二　応募する者が認定農業者等に該当するか否かの別

　三　応募の理由

　四　応募する者が、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの　　　　　別

３　募集に応募する者は、前項により必要事項を記載したうえで、郵送又は直接町長宛に提出するものとする。

（推薦・募集に応じた者の公表等）

第６条　推薦・募集の期間、推薦・応募書面の提出方法等必要な事項を公表したうえで、推薦・募集の期間は２８日間とし、磐梯町のホームページ及び掲示板等に、推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく公表するものとする。

２　前項の公表事項は、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等とする。

３　前項のほか、推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

（候補者の選考）

第７条　第４条及び第５条の規定に基づき推薦・募集に応じた推進委員候補者について、農業委員会は、磐梯町農業委員会の委員候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に候補者について、その選考を求めるものとする。

２　選考委員会は、候補者の選考を行い、その結果を農業委員会に報告するものとする。

（委嘱）

第８条　農業委員会は、選考委員会の報告に基づき候補者を決定し、推進委員を委嘱する。

（補充）

第９条　推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規程に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。

２　推進委員の欠員により、担当区域の担当推進委員が不在となった場合は、この規程に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この規則は、平成２９年３月１０日から施行する。